

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとす。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

地震動検討特記仕様書

【業務の目的】

本業務は、海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月)に基づき、宍喰海岸(那佐地区、宍喰浦地区)および金目地先海岸(西地区)(以下、対象区間とよぶ)について、サイト増幅特性を考慮したレベル1地震動、レベル2地震動の設定を行うものである。

【準拠基準】

- (1) 海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月)
- (2) 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成30年5月)

【業務内容】

1. 計画準備

業務を行うにあたり、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順および遂行に必要な計画を立案する。

2. 資料収集・整理

対象区間のサイト増幅特性の設定に必要な、周辺の強震観測点でのサイト増幅特性関連の情報及び地盤調査データの収集・整理を行う。また、対象区間周辺での歴史地震、活断層の分布および想定される海溝型地震の震源断層に関する資料等について収集・整理する。

3. 常時微動観測とサイト増幅特性設定

(1) 常時微動観測

対象区間におけるサイト増幅特性の評価を行うため、常時微動観測を行う。宍喰海岸(宍喰浦地区)(延長計1157m)では7地点程度、金目地先海岸(西地区)(延長計191m)では3地点程度、周辺の強震観測点3地点程度の計13地点程度^{*1}とする。なお、宍喰海岸(那佐地区)(延長計1031m)では過年度に実施されている常時微動観測結果^{*2}を提供する。

各地点とも水平2方向および鉛直1方向の合計3成分を同時に記録し、サンプリング周波数は100Hzとし、11分間以上の連続観測を行うものとする。なお、詳細な観測位置については監督員と別途協議するものとし、使用する機器については、事前に監督員の承諾を得なければならない。

^{*1} 今回の設計対象区間以外にも同一海岸で今後事業を行う可能性がある地区については、本業務で常時微動観測を行っておくことが望ましい。

^{*2} 「H27 波士 宍喰海岸(那佐地区) 海陽・宍喰浦 耐震照査業務 宍喰海岸(那佐地区) 海部郡海陽町宍喰浦字 那佐 報告書」(平成28年2月 (株)エイト日本技術開発)で常時微動観測を実施している。

(2) 常時微動のH/Vスペクトル算定

(1) で観測した常時微動観測記録から以下の手順でH/Vスペクトルを算定する。

- 1) 得られた常時微動の観測記録から交通ノイズなどの影響の少ないと判断される163.84秒の区間を3区間抽出する。各区間は重なりのないように抽出することを原則とする。
- 2) 水平、鉛直成分のフーリエ振幅スペクトルを計算し、バンド幅0.05HzのParzenウィンドウで平滑化する。
- 3) 水平成分は、直交する2成分の自乗平均の平方根とする。ただし、必要に応じ、岸壁(護岸)法線平行成分を水平成分として採用する。
- 4) 水平成分と鉛直成分の比を求め、これを抽出した3区間について平均して常時微動H/Vスペクトルとする。

(3) サイト増幅特性の設定

(2) で算定した常時微動のH/Vスペクトルのピーク周波数に着目し、ある一定の特徴を持った周波数幅に含まれる観測点群をグルーピングし、サイト増幅特性のゾーニングを行う。さらに、設定されたゾーンごとに、対象区間周辺の強震観測点でのサイト増幅特性を補正することにより、サイト増幅特性を設定する。サイト増幅特性は、2. で収集・整理した地盤調査データに基づき、地震基盤～工学的基盤のものを設定する。

4. レベル1地震動の設定

対象区間近傍の港湾で設定されているレベル1地震動^{*3}を補正することにより、3. (3) で設定した対象区間におけるサイト増幅特性を考慮したレベル1地震動を設定する。

^{*3} 国土技術政策総合研究所港湾施設研究室で各港湾のレベル1地震動、サイト増幅特性が設定されている。

(<https://www.ysk.nilim.go.jp/kakubu/kouwan/sisetu/level1.html>)

(<https://www.ysk.nilim.go.jp/kakubu/kouwan/sisetu/level1t.html>)

5. レベル2地震動の設定

(1) 想定地震の選定および震源パラメータの設定

2. で収集・整理した資料に基づき、対象区間におけるレベル2地震動の想定地震(レベル1津波を引き起こす地震を含む)を選定する^{*4}とともに、震源パラメータの設定を行う。

^{*1} 対象区間における想定地震としては、南海トラフの巨大地震、東南海・南海地震(1707年宝永地震の再来)、M6.5の直下地震の3地震が考えられる。

(2) 修正経験的グリーン関数法による地震動算定

(1) で選定された想定地震について、(1) で設定された震源パラメータおよび3. (3) で設定した対象区間におけるサイト増幅特性を用いて、修正経験的グリーン関数法により工学的基盤における地震動を算定する。

6. 報告書作成

5.までで検討した内容を整理し、報告書に取りまとめる。

7. 協議・報告

本業務は、初回打合せ、中間2回、最終報告の計4回行うものとする。

8. 照査

検討した内容を照査し、照査報告書を作成する。

津波予測シミュレーション特記仕様書

【業務の目的】

本業務は、徳島県宍喰海岸（那佐地区、宍喰浦地区）、金目地先海岸の L1 津波浸水シミュレーションを行うものである。

【業務内容】

1. 設計計画

業務を行うにあたり、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案する。

2. 資料収集・整理

本検討を行うにあたり必要となる関係資料を収集・整理し、計算条件設定の基礎資料とする。

3. 再現計算

既存の L1 津波シミュレーション結果から、当該地区で対象とする津波波源モデルを選定し、既存結果と同様の壁立条件による再現計算を行う。

4. 津波予測計算

別途設定した堤防等の天端高を反映させた予測計算モデルを構築し、津波予測計算を行う。予測計算は、必要に応じて堤防等の越流を考慮した浸水条件とする。

計算結果は、堤内/外の津波水位を抽出整理するとともに、浸水範囲を算定するものとする。

選定した構造形式について、平面図、縦断図、標準断面図を作成する。

5. 業務完成図書作成

検討した内容を整理し、報告書を作成する。

6. 照査

業務全体について照査を行い、照査報告書を作成する。

- (1) 「徳島県津波浸水想定」および「徳島県設計津波の水位」に関する津波シミュレーションデータ（入出力）が提供されるものとする。
- (2) 計算対象は、3 海岸（地区）とともに 1 計算領域とし、1 波源モデル、1 潮位と想定するが資料収集整理の結果、複数のケースを対象とする場合は、監督員と協議する。